

2 0 2 4 年 度

**事 業 計 画 書
収 支 予 算 書**

(2 0 2 4 年 4 月 1 日 ~ 2 0 2 5 年 3 月 3 1 日)

公益財団法人 全国中小企業振興機関協会

2024年度事業計画書

〔 自 2024年4月 1日
至 2025年3月31日 〕

最近の景況は、エネルギーや原材料価格の高騰、円安傾向の継続による物価上昇などの影響は継続しているものの、新型コロナウイルスが5類に移行して以降、国民の経済活動も従来の姿を取り戻しつつあります。

しかし一方で、賃金の上昇を始めとした企業経営に大きな影響を及ぼす課題が顕在化し、地域の経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者は、加えて、人口減少や高齢化の進展など日本の社会構造が抱える課題を背景とした後継者不足や人手不足などの課題も依然として抱えています。

こうした厳しい経営環境の中にある中小企業・小規模事業者の様々な経営課題を解決し、持続的な成長を促すため、政府では、令和6年度予算等において、『自らの成長に果敢に挑戦していく中小企業・小規模事業者を起点として、投資、イノベーション、所得向上の3つの好循環を起こし、我が国の経済を成長軌道に乗せていく。特に、持続的な成長と賃上げを実現するためには、「価格転嫁の強力な推進」、「生産性向上」、「省力化投資」の3つが肝要。』として、新たな政策を推進することとされています。

当協会といたしましても、引き続き、都道府県中小企業振興機関（以下「県協会」という。）との連携をより密にし、地域の中小企業・小規模事業者への支援に全力で当たってまいります。

こうした基本的認識の下、当協会は2024年度においては、県協会の行う支援事業の円滑な実施をサポートする事業を中心に、以下の事業に取り組んでまいります。

1. 「県協会との連携、円滑な事業実施をサポートする事業」として、

- (1) 「取引適正化関連事業」については、県協会と協働し、下請かけこみ寺事業（相談及びADR業務）に係る相談対応の品質向上に向けた満足度調査の実施やトラブル防止のための録音機能の活用などを通じて相談業務の充実に取り組んでまいります。また、下請取引の適正化推進のためのセミナー等（有料セミナー）を引き続き実施してまいります。
- (2) 「取引あっせん事業」については、県協会の取引あっせん実績をとりまとめ情報提供するなどに取り組みを実施してまいります。
- (3) 「設備貸与等関連事業」については、連絡会議を通じた事業の諸課題等についての情報共有や意見交換などに取り組んでまいります。
- (4) 「人材育成等事業」については、県協会職員向けに「中堅職員研修」「初任者等職員研修」及び「機械研修」を実施するとともに、県協会役員を対象に「政策研修会」を、全国の市区町村や地域金融機関などで中小企業支援に携わる担当者を対象に「中小企業活性化担当者研修会」を実施してまいります。
- (5) 「中小企業施策情報提供事業」については、県協会が実施する支援事業に有用な情報を迅速かつ的確に情報提供するなど広報活動に努めてまいります。
- (6) 「国等への提案要望活動事業」については、県協会からの要望などを踏まえ、国等への事業の見直し、予算の確保などの提案要望活動を実施してまいります。

2. 「地域中小企業の活性化に資する事業」として、

2023年度に独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）から追加の助成を受けた基金を活用し、下請中小企業・小規模事業者等活性化調査研究等事業及び中小企業地域資源活用等促進事業を引き続き実施してまいります。

3. 県協会との連携・協力体制の充実

当協会と県協会との連携・協力体制を更に充実させるため、ブロック別連絡会議での意見交換、情報交換などを通じて連携・協力を深めてまいります。

以上の事業を通じて、当協会と県協会との連携・協力関係の強化を図るとともに、各協会が実施する支援事業の円滑な実施に資する支援を実施してまいります。

I. 県協会との連携、円滑な事業実施をサポートする事業

当協会は、県協会と連携し、円滑な事業実施をサポートするため、以下の事業を行ってまいります。

1. 取引適正化関連事業

(1) 下請かけこみ寺事業（相談及びADR業務）〔中小企業庁受託事業〕

中小企業の取引に関するさまざまな悩みに対応するための相談及びADR業務として、下請代金支払遅延等防止法等関係法令や中小企業の取引問題に知見を有する相談対応者が中小企業・小規模事業者の取引に関する相談に応じる「下請かけこみ寺」を、全国47都道府県に設置するとともに「下請かけこみ寺本部」を当協会に設置し、県協会と協働して相談業務を行います。

相談業務では、連携体制を構築した独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）と連携しながら知的財産・ノウハウの保護などに関する相談も受け付けるとともに、法律的な助言が必要な場合には、相談者の所在地の最寄りの弁護士が直接、面談のうえで相談者の相談に応じる弁護士無料相談を実施してまいります。

また、下請かけこみ寺相談用フリーダイヤルを用意するとともに、オンラインやWeb、メールでの相談を受け付けるとともに、相談者が身近な場所で相談が行える弁護士相談会を能動的に実施するなど、相談利用者の利便性の向上にも努めてまいります。加えて、録音機能を活用することを通じてトラブルの防止に努めるとともに、相談者への満足度調査結果や相談者からの声を踏まえた下請かけこみ寺相談員研修カリキュラムとするなど相談対応の品質向上にも努めてまいります。

さらには、各県の下請かけこみ寺相談員等への国等の政策情報の周知及び管内の相談状況や相談対応について意見交換等を行うことにより、相談員の資質向上や相談に対応する者同士の情報共有にも努めてまいります。

なお、本部で実施しているオンライン相談については、実施を希望する県協会にオンライン相談対応できるよう支援するなど、オンライン相談体制の充実に努めてまいります。

また、下請かけこみ寺本部では、中小企業が抱える取引に係る紛争について裁判外紛争解決手続（ADR）を用いて、迅速かつ簡便に解決する調停手続きを行ってまいります。

さらには、下請振興基準の「5重点課題」の把握ときめ細かく相談内容を分析し中小企業庁に報告するとともに、中小企業庁と連携し、下請事業者等へのパンフレットの作成・配布、新聞広告や中小企業支援機関等への宣伝や連携など本事業の広報・普及促進にも努めてまいります。

(2) 下請取引の適正化推進のためのセミナー等の実施（有料セミナー）〔自主事業〕

発注企業の資材等調達部門の担当者を対象に、下請代金支払遅延等防止法等関係法令の習得及び周知を内容とした「下請法セミナー」の基礎コース（年間13回程度）、事例コース（年間3回程度）を、オンラインを活用して実施してまいります。また、大規模会場での対面講座（基礎コース）も年間4回程度予定します。各コースには、下請代金支払遅延等防止法など関係法令を熟知し、下請取引実態に精通した講師を起用して、きめ細かな講義を行ってまいります。

また、個々の発注企業などの要望に応じた講義を行うために、下請代金支払遅延等防止法に係る企業内研修会や団体が開催する講習会などに講師の派遣（出前講義）を行ってまいります。出前講義については、企業などへ出向いての座学とオンラインを選択いただける形で実施してまいります。

なお、下請法セミナーや出前講義を積極的に活用していただくために、過去の参加企業や関係団体などに定期的に周知してまいります。

（３）保有する図書の有効活用〔自主事業〕

下請法セミナーで使用するテキスト『実践！ 下請法（取引の根幹をなす下請法及び下請振興法を詳解、関係法令や下請法勧告一覧など収録）』を、購入を希望する発注企業などに有料で販売するとともに、出前講義の教材とするなど有効活用に努めてまいります。

２．取引あっせん事業

県協会の取引あっせん実績をとりまとめ情報提供するとともに、ブロック別連絡会議に参加するなど県協会の販路開拓事業の支援に努めてまいります。

３．設備貸与等関連事業

（１）小規模企業者等設備貸与事業に関する情報提供事業

県協会の事業実施に必要な国、中小機構の情報や事業実績を必要に応じて情報提供してまいります。

（２）小規模企業者等設備貸与事業の広報・相談事業

県協会からの事務処理上の問い合わせや要望などに対して適切に対応するとともに、事業の普及に努めてまいります。

（３）小規模企業者等設備貸与事業に係る連絡会議

県協会の設備貸与事業担当職員などが参加する連絡会議を開催し、事業実施上の課題などの共有、解決のための具体的な改善・工夫の方策を討議してまいります。

４．人材育成等事業

（１）県協会職員向け研修の開催

県協会職員の資質向上を図ることを目的に、以下のとおり、「中堅職員研修」、「初任者等職員研修」及び「機械研修」を実施してまいります。

① 中堅職員研修

中堅職員に求められる役割や責任を理解し、次世代リーダー候補として求められる認識やスキルを身に着けるとともに、中小企業・小規模企業を取り巻く環境変化や中小企業・小規模企業が抱える課題や取組の事例等の学習を通じて、県協会が実施する中小企業・小規模企業支援事業について造詣を深めるとともに、参加県協会職員間の交流を深めることを目的に実施してまいります。

② 初任者等職員研修

県協会の初任者等職員を対象に、中小企業・小規模事業者の支援事業を円滑に遂

行するためのノウハウを学ぶとともに、参加県協会職員間の交流を深めることを目的に実施してまいります。

③ 機械研修

専門家から工作機械の基礎、最新技術や業界の動向等の講義を受けると共に、「JIMTOF2024（第32回日本国際工作機械見本市）」の視察等を通じて工作機械に係る基礎知識の習得を図り、県協会で実施している各種の中小企業・小規模事業者支援事業の円滑化に資することを目的に実施してまいります。

（２）オーダーメイド型研修の開催

県協会職員のより一層のレベルアップを図るため、各県協会のニーズに沿ったテーマを選定し、中小機構中小企業大学校東京校と連携し、研修を実施してまいります。

（３）政策研修会の開催

県協会の役員を対象に、中小企業庁の施策担当責任者との中小企業支援事業に関する質疑、要望などの情報交換、意見交換を行う「政策研修会」を実施してまいります。併せて、県協会の役職員に対する各種表彰を実施してまいります。

（４）中小企業活性化担当者研修会の開催

全国の市区町村や地域金融機関など広く中小企業支援に携わる担当者を対象に、中小企業支援策や支援ノウハウなどの修得と参加機関職員相互のネットワークの形成を目的に「中小企業活性化担当者研修会」を実施してまいります。

５．「中小企業施策等情報提供事業」

「Pick Up News」を定期的（月１回）に発行し、国等の中小企業・小規模事業者関連施策情報をはじめ、取引振興、設備貸与や中小企業経営のＩＴ化に関する情報、当協会の事業の進捗状況や県協会のイベント情報など、県協会の事業運営に関連する情報を掲載し情報提供するなど迅速かつ的確な情報提供と広報に努めてまいります。

加えて、県協会で実施されている各種中小企業・小規模企業支援事業の内容などの情報を閲覧、検索できるサイトを構築してまいります。

６．「国等への提案要望活動事業」

県協会からの要望などを踏まえ、国等への事業の見直し、予算の確保などの提案、要望を実施してまいります。

Ⅱ．地域中小企業の活性化推進に資する事業〔中小機構からの基金助成事業〕

２０２３年度に中小機構からの追加助成金を受けた基金を活用し、地域の中小企業・小規模事業者の活性化に資するため、以下の事業に取り組んでまいります。

なお、基金助成事業の実施期間が５年間延長されたことを受け、２０２９年度まで引き続き実施してまいります。

1. 下請中小企業・小規模事業者等活性化調査研究等事業

- (1) 下請中小企業・小規模事業者等の経営課題の変化や実態を把握し、支援のあり方を検討するなど、地域中小企業の活性化に資する調査・研究を実施してまいります。
- (2) 大企業から中小企業までサプライチェーン全体の共存共栄、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守に取り組むことを自主的に宣言する「パートナーシップ構築宣言」を公開するポータルサイトを管理運営し、登録企業向けアンケート調査を実施し、共存共栄の取組事例や実態などを広く情報提供するなど、大企業と中小企業の「共存共栄」の取組みを実現するための調査・研究を実施してまいります。

2. 中小企業地域資源活用等促進事業

地域経済への貢献が期待できる中小企業者等の地域資源の活用をはじめとする新事業展開や地域課題解決の取組を支援する助成金交付事業を、県協会と連携し実施してまいります。

また、実施事業の成果報告会や連絡会議をブロック別や全国ベースで開催し、成果の共有と実施中事業の成果の向上に努めてまいります。

Ⅲ. 県協会との連携・協力体制の充実に向けた検討

当協会と県協会との連携・協力体制を更に充実させるため、ブロック別連絡会議での意見交換、情報交換などを通じて連携・協力を深めてまいります。

2024年度収支予算書

2024年4月1日から 2025年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)－(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	21,292	21,282	10
基本財産受取利息	21,292	21,282	10
②特定資産運用益	6,588	4,890	1,698
中小企業振興事業基金積立資産受取利息	2,886	2,844	42
下請中小企業・小規模事業者等活性化基金積立資産受取利息	15	2	13
中小企業地域資源活用等促進事業基金積立資産受取利息	176	8	168
運営強化資金受取利息	3,511	2,036	1,475
③受取会費	1,950	1,950	0
賛助会員受取会費	1,950	1,950	0
④事業収益	374,495	356,706	17,789
図書等販売収益	1,716	2,227	△511
講習会事業収益	10,065	12,840	△2,775
振興業務関係事業収益	1,305	1,508	△203
事業参加機関事業収益	2,926	3,595	△669
下請かけこみ寺事業収益(相談及びADR業務)	358,483	336,536	21,947
⑤受取負担金	35,000	35,500	△500
受取負担金	35,000	35,500	△500
⑥受取助成金	459,809	276,086	183,723
受取助成金振替額	459,809	276,086	183,723
⑦受取寄付金	41,946	42,721	△775
受取寄付金振替額	41,946	42,721	△775
経常収益計	941,080	739,135	201,945
(2) 経常費用			
①事業費	887,225	683,042	204,183
役員報酬	10,056	10,056	0
給料手当	277,066	261,867	15,199
派遣費	16,633	10,983	5,650
賞与引当金繰入額	1,297	1,296	1
役員賞与引当金繰入額	611	611	0
退職給付費用	732	718	14
役員退職慰労引当金繰入額	867	867	0
福利厚生費	35,269	35,301	△32
旅費交通費	18,521	18,602	△81
通信運搬費	9,388	7,178	2,210
減価償却費	2,291	2,042	249
消耗品費	2,450	2,599	△149
資料費	2,580	2,812	△232
会議費	835	1,417	△582
会場費	4,472	3,745	727
印刷費	5,501	6,500	△999
賃借料	25,830	20,788	5,042
光熱水料費	1,069	1,173	△104
諸謝金	24,282	25,820	△1,538
租税公課	15,700	19,155	△3,455
支払助成金	378,790	121,918	256,872
支払利息	29	55	△26
会費	0	14	△14
原稿料	1,693	2,250	△557
委託費	49,161	121,268	△72,107
保守料	1,127	2,688	△1,561
振込手数料	650	934	△284
雑費	325	385	△60

(単位:千円)

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)
②管理費	53,004	54,096	△1,092
役員報酬	6,701	6,701	0
給料手当	14,819	17,114	△2,295
賞与引当金繰入額	480	344	136
役員賞与引当金繰入額	408	408	0
退職給付費用	77	77	0
役員退職慰労引当金繰入額	576	573	3
福利厚生費	3,236	3,589	△353
旅費交通費	816	797	19
通信運搬費	450	420	30
減価償却費	824	578	246
消耗品費	500	500	0
資料費	41	101	△60
会議費	500	250	250
会場費	472	315	157
印刷費	655	472	183
賃借料	8,769	9,000	△231
光熱水料費	209	284	△75
租税公課	3,471	4,000	△529
支払利息	5	13	△8
諸謝金	80	80	0
慶弔費	1,100	1,300	△200
報償費	1,851	507	1,344
報酬料	4,884	4,884	0
会費	150	30	120
委託費	1,516	1,300	216
保守料	221	246	△25
振込手数料	45	39	6
雑費	148	174	△26
経常費用計	940,229	737,138	203,091
当期経常増減額	851	1,997	△1,146
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	851	1,997	△1,146
一般正味財産期首残高	450,600	448,603	1,997
一般正味財産期末残高	451,451	450,600	851
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
①受取助成金	0	1,680,000	△1,680,000
受取助成金	0	1,680,000	△1,680,000
②一般正味財産への振替額	△501,755	△318,807	△182,948
一般正味財産への振替額	△501,755	△318,807	△182,948
当期指定正味財産増減額	△501,755	1,361,193	△1,862,948
指定正味財産期首残高	2,948,969	1,587,776	1,361,193
指定正味財産期末残高	2,447,214	2,948,969	△501,755
Ⅲ 正味財産期末残高	2,898,665	3,399,569	△500,904